

## 「内部質保証に関する方針」

### 1. 基本方針

本学は、建学の精神に基づく理念・目的を実現するために、自己点検・評価と PDCA サイクルを機軸とする内部質保証システムを構築し、十分にこれを機能させることにより、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び改善に取り組むものとする。

#### (1) 自己点検・評価の方法

自己点検・評価は毎年度実施する。また、法人、大学全体及び研究科、学部等の部局別及び自己点検・評価項目別を実施する。

#### (2) 外部評価の導入

大学基準協会等による外部評価のみならず、毎年度における自己点検・評価の評価検証においても学外者による外部評価を導入し、自己点検・評価の客観性・妥当性の確保に努める。

#### (3) 教育研究・教学上の情報集積と分析

自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するために、教育研究及び教学等に関わる情報を集積し、IR による分析・評価等が速やかに行われるよう努める。

#### (4) 結果の公表

自己点検・評価及び外部評価等の結果については、学外へ公表する。

#### (5) PDCA サイクルの実質化

自己点検・評価及び外部評価等結果の当該部局へのフィードバック、及び恒常的に実施される FD・SD 研究会での議論等を通じて、PDCA サイクルが内部質保証に果たす役割の重要性を全教職員に認識させ、PDCA サイクルの実質化を図る。

### 2. 組織体制

本学は、学長のガバナンスのもと、内部質保証にかかわる適切な内部統制組織を構築するものとする。

#### (1) 全学的組織

全学的な内部質保証推進の責任を担う組織として、大学評価審議会のもとに内部質保証推進委員会を設置する。

#### (2) 研究科及び学部等組織

研究科及び学部・研究所・センター等の内部質保証推進の責任を担う組織として、研究科評価委員会及び、学部等評価委員会を設置する。

#### (3) 全学的組織の評価改善

全学的な内部質保証の適切性および改善向上にかかわる評価検討は、大学評価審議会がこれを行う。

#### (4) 研究科及び学部等組織の評価改善

研究科及び学部・センター等の内部質保証の適切性および改善向上にかかわる評価検討は、全学内部質保証推進委員会がこれを行う。

(5) 事務組織

内部質保証の推進を円滑に図るため、適切に事務系組織を設置する。

以上